

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

## 46号

発行 2015年2月20日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>

### 横浜地裁判決を守り 米軍機の飛行差止めを勝ち取ろう！



第四次厚木爆音訴訟原告団  
団長・藤田 栄治

皆さん厳しい寒さが続いています。何お過ごしでしょうか。原告団には数多くの高齢者がおられますが、お互いに元気でこの冬を乗り越えたいものだと思います。

さて皆さんもご承知のように、私たちの裁判は、昨年11月に東京高裁の第1回口頭弁論が開始され、本年5月に行われる第4回日の口頭弁論で結審という日程で進行しています。

当初、控訴審は1、2年ぐらいはかかるだろうと想定していましたが裁判長が、5月結審の意向を強く示していることから6か月余の短い期間で控訴審を終了させるという流れになり、いま国との間で短期集中的な審理が展開されています。

この控訴審で、国側は「違法状態の爆音を放置してきた自らの責任を回避し、「基地周辺住民の声を受け止めた、両期的な判決」と評価されている、横浜地裁判決を不当にも全面的に否定し、執拗に反論を繰り返しています。

これに対し私たち原告弁護団は国の開き直ったこの態度を厳しく糾弾しながら

①自衛隊機に命じた夜間・早朝の飛行差止めを、米軍機に対しても適応させること。②この2点を法廷の場で強く訴え熱い論争を行なっています。

第四次訴訟の意義を大きくアップグレードするためにも何としてもこの二つの課題は勝ち取りたいものです。

5月結審まであと3ヶ月余り、今が最大の正念場です。

原告団は弁護団との連携をより緊密にし、控訴審勝利に向け最善を尽くし頑張っていきます。原告の皆さんも大きな関心を持って今後の進行を見守って戴きたいと思いをします。

### 現地進行協議報告

事務局次長・山村 充夫



1月8日(木)、厚木基地南北滑走路両端付近で、東京高裁による厚木基地を利用する飛行機爆音の現地検証が、現地進行協議という名目で行われました。東京高裁の裁判官が3名と、被告国側の代理人二十人ばかりと原告側弁護団17人というメンバーが厚木基地の爆音を体験・視察するために訪れ、厚木基地の米軍機と自衛隊機の爆音を検証しました。

当日はたして戦闘機が飛ぶかどうか気になるころでしたが、ほぼ普段通りの飛行訓練が行われ、裁判官に厚木基地周辺の爆音被害状況を体得してもらうことができました。

当日は11時過ぎより基地南の綾瀬川より検証が行われ、続いてゆりの森公園脇を検証、ジェット戦闘機が何機も滑走路に並び、次々と離陸していった様子が観察され、改めてその爆音のすさまじさを思い知りました。

午後は基地北の大和側に移動し、ふれあいの森草柳広場と上草柳の緑の広場で検証が行われました。緑の広場では飛行音のほか、音響装置による再生音を裁判官が体験しました。当日は各支部の原告も現地で爆音の体験・検証に参加、朝10時からそれぞれの集合場所に集まってもらった原告は約80人で、爆音のひどさは皆が感じているところですが、大和・綾瀬から離れた支部の方からは離着陸時の飛行機の爆音と、間近に見える機体に更に驚いたようでした。

訴訟団の持っている測定機では100dBを超す爆音が何回も観測されましたが、



音響装置による再生音を裁判官が体験

基地近くの原告の方からは「今日は静かに飛んでいる」「普段はもっと大きな音だ」との声も聞こえ、飛び方次第ではもっと静かに飛ぶこともできるのでは、と思われました。

### 現地でジェット機の爆音を体験



この日の現地検証(現地進行協議)の結果を裁判官がどのように判断するのか、被害者の立場に立った判決が待ち望まれます。地裁判決では自衛隊の夜間飛行の制限が示されましたが、うるさいのは自衛隊機だけではなく、その何倍もの音量の米軍ジェット戦闘機の音が問題であることを判決で示してもらいたいと感じた現地検証(現地進行協議)でした。

### 第2回口頭弁論開催される

(控訴審第2回口頭弁論のご報告)



弁護士・佐賀 悦子

2015年2月5日、東京高等裁判所第21民事部において、控訴審第二回日の口頭弁論が開かれました。

当日は、原告側と被告国がそれぞれ相手方の控訴の理由に対する反論の書面を提出し、当事者の主張がそれぞれ出揃う形となりました。

また、原告側からは、控訴審のために委任状を提出した6591名について、「附帯控訴」の申立を行いました。

民事訴訟法上、一審判決について控訴をされた当事者は、2週間という控訴期限に関わらず、控訴審が係属している間に一審判決への不服を申し立てることができます。これが附帯控訴です。

内容は、提訴の前の3年分に加え、提訴から結審の月である平成24年9月まで、毎月2万円の慰謝料を支払えと請求するものです。

平成26年5月21日の一審判決は、これまで認められた損害賠償金の額を増額するものであり、一定の評価は可能です。しかし、それでも原告側が求めている1月2万円という最低限の賠償請求には及びません。

元々、月額2万円という慰謝料請求は、原告のみなさんが航空機の騒音から受けている様々な被害に対するごく一部の賠償を一律に求めるものであり、被害全体を賠償するには足りないものですが、あえて2万円までの請求として訴訟の効率を図っているところです。そこで、損害賠償としてはこの2万円を満額認めてもらわなくてはなりません。弁護団としては引き続き被害の甚大さを訴え、損害賠償額の増額を認めるよう求めています。

附帯控訴では、さらに、一審判決で認められた防音工事による減額の不当性を主張し減額を認めるべきでないことを主張しています。また、厚木基地の騒音が解消されるまでの間、被告国に損害賠償の支払いを求める「将来請求」を改めて行いました。

いずれの争点も、第4次に亘る裁判闘争の中で解決を見ていない争点です。引き続き住民のみなさんの被害の大きさ、深刻さを裁判所にしっかりと理解してもらい、これらの点についても勝利を勝ち取りたいと考えています。

また、2月5日の法廷では、二人の弁護士が口頭で意見陳述を行いました。まず、北村亮典弁護士からは、本年1月8日に実施された現地進行協議の結果に関して、測定記録等の報告書を証拠として提出したこと、また、1月8日の概要について報告されました。

1月8日の現地進行協議期日は、3名の裁判官が現地を訪れ、基地の状況を検分し、騒音の実態を体感しました。当日は、最近の訓練の激しさを物語るように午前午後それぞれ10機以上のジェット機が離陸を繰り返して、100dBを超える爆音を何度も測定しました。残念ながら、裁判官が離陸側とは反対側で騒音を体感する時間帯が多かったのですが、ジェット機の後方から地を這うような騒音や低空を飛行するジェット機の騒音の状況を確認し、地域全体が非日常的な騒音に晒されていることを印象づけました。なお、当日、現地におられた方は確認されていると思いますが、当日のジェット機の飛行の仕方が通常より騒音を押さえたものであったこと、旋回についても高度が高く回数も少なめだったことなど、日々原告が被っている日常の騒音との相違が見られました。この点についても、北村弁護士から法廷で指摘がなされました。

また、福田弁護士からは、一審判決が「住民は米軍機の飛行を差し止めるすべを持たない」と判断した理不尽さについて改めて意見陳述がなされました。

我が国は領域主権を有する独立国家であり、厚木飛行場は日米地位協定の規定に基づき防衛大臣が管理権を有する施設です。自衛隊法の解釈上、防衛大臣が災害を防止し、公共の安全を確保するために必要な措置を講ずる義務を負うと認められます。これらの諸規定からいけば、厚木飛行場の管理者である防衛大臣が、この障害防止義務の履行として米軍機の飛行場の使用方法をコントロールすべきなのです。

弁護団としては、この点を幾度も主張していますが、今回も改めて口頭で裁判所にもっとも大切な上記の解釈を伝えたとこです。

東京高裁は、米軍機の差止めを認めない一審判決を果敢に変更しなければなりません。

我々弁護団も引き続き米軍機飛行の差止めの実現に向けてしっかりと主張を続けていく所存です。

次回口頭弁論は、平成27年3月19日、午前10時からを予定しています。

当日は、丸一日かけて4名の原告の方の本人尋問を実施します。地域の被害の甚大さ、生活へ与える様々な悪影響など、裁判官に原告のみなさんの生の声をしっかりと伝えたいと思います。是非とも多数のみなさんの傍聴を宜しくお願い致します。

## 『岩国初の爆音訴訟結審』

—私たち自身の闘いとして連帯—

会計：斉藤 昌民



岩国爆音訴訟（原告654人）が2月5日、結審を迎え、全国基地爆音訴訟連絡会議では激励と連帯のため、各訴訟団（嘉手納・普天間・小松・横田・厚木）の代表が参加しました。岩国爆音訴訟は、米海兵隊岩国基地の周辺住民が、米軍再編に伴う空母艦載機移転や夜間飛行の差止め、騒音被害の損害賠償などを

を求め2009年3月、岩国で初めて起こした爆音訴訟です。

この日14時から山口地裁岩国支部で第30回口頭弁論（結審）が開かれ、原告意見陳述で原告団長の津田さんが「滑走路が沖合に移設されても騒音は全く変わっていない。司法の責任で多くの住民が被害を受けている実態を受け止め、軍用機の騒音公害を解決する判決を示してほしい」と訴え、続いて2人の原告が「市街地上空で戦闘訓練が行われ、私たちの安住の地が戦場のようにならねばならない」「滑走路移設の埋立て工事で愛宕山を削ったため、爆音がさらに広範囲に広がっている」と爆音被害の実態を訴え、裁判所の公正な判断を強く求めました。

全国各地の基地訴訟弁護団も騒音や健康被害の実態を訴え、厚木訴訟弁護団の岡部弁護士は「厚木訴訟団は爆音がどれだけつらいか知っているからこそ、これを他の住民に押し付けることはできないと考えている。岩国原告の声に耳を傾け、英断ある判決を求める」と熱く応援弁論を行いました。

結審後、報告集会が行われ、吉川弁護団長が「提訴から6年、岩国で初めての爆音訴訟は試行錯誤しながらようやく結審を迎えた。これからも判決までいろいろご協力をお願いしたい」と挨拶しました。

全国基地連の参加者も紹介され、藤田代表（厚木原告団団長）が「沖縄の闘いと全国の基地訴訟の闘いは、安倍政権の進める集団的自衛権行使の歯止めになっている。岩国訴訟は私たち自身の闘いであり、さらに連帯を強化しよう」と訴えました。

## 豊かな自然と環境を破壊し

### 基地拡張・機能強化進む

翌6日午前中は、岩国訴訟団の案内で岩国基地フィールドワーク（視察）が行われました。岩国基地は沖合移設事業により、1.4倍に拡張され、空母艦載機部隊と空中給油機部隊の移駐のための上屋工事が進んでいました。平成18年度以降、毎年数百億円の事業費が投入され、10年間で総額4668億円に達するとのことです。また自然豊かな愛宕山は軍事施設（米軍住宅）としてすっかり自然が破壊されていました。

空母艦載機が岩国基地に移駐されても厚木基地の爆音が減ることはなく、私たちの願いである静かな生活環境を取りもどすには軍用機の移駐や基地移設ではなく、飛行差し止めに勝ち取る以外にないことを痛感しました。

## 爆音被害解消にむけ

### 全国基地連「政府交渉」

6日13時から岩国爆音訴訟の会事務所、全国基地連事務局長会議が行われました。会議では「基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める」政府交渉について、外務省・防衛省要請項目として、①基地周辺住民の生活環境を守るため、日米合意事項・協定・確認事項の厳守、②基地運用について全国一律基準の設定、③軍用機の市街地上空の飛行禁止、④欠陥機オスプレイの配備・運用の中止、⑤普天間基地の即時無条件撤去、辺野古と東村・高江の新基地建設即時中止、⑥全国の基地訴訟判決を尊重し、被害軽減策の実施。また環境省要請項目として、①航空機騒音の環境基準遵守、②航空機騒音の医学的影響の調査・研究等を決定しました。

交渉については、沖縄等米軍基地問題議員懇談会の国会議員らに仲介を要請し、3月上旬（3月3日予定）を行うことを確認しました。最後に岩国判決後の対応策として、各原告団の実務担当者会議を行い、法廷内外で一層の連帯を強め共に闘い続けていくことを確認し、会議を終了しました。

# NO!オスプレイ・集団的自衛権行使を許さない 2.15神奈川集会（大和） 第四次訴訟団も参加

2月15日（日）大和市生涯学習センターで「東京新聞編集委員半田滋さん」の講演の後、「オスプレイ配備反対・集団的自衛権の行使を許さない」をスローガンに、大和駅までデモ行進を行った。

半田さんの話は、アベノミクスの嘘つきを具体的に暴露した話を分かり易く話された。

参加者からの質疑にも的確に答えられ、有意義な時間を満喫。参加された人達がデモに繰り出し、約60分をかけて大和駅まで氣勢を上げ、盛り上がった。

道行く人達の声援もありデモは尚一層の盛り上がりを見せた。



出発スタンバイするデモ隊

## 第3回 口頭弁論 3月19日（木）

傍聴希望者は支部長に申し込んで下さい

と き 3月19日（木）9時30分東京高等裁判所正面玄関前集合

- ※ 行き方不案内の方は事務所までお申し出下さい。
- 集合場所 田園都市線「中央林間駅」改札前8時集合
- ※ 乗車券は各人が窓口まで購入してください。
- 乗車経路 中央林間駅→表参道駅（乗り換え）→赤坂見附（乗り換え）  
→霞ヶ関駅A-1出口→高裁前
- ※東京高裁に入るのに荷物・ボディチェックがあります、
- ペットボトルや金属類は注意を受けます。開廷は10時00分～15時頃
- 内容：原告本人尋問（午前2名と午後2名に分かれて行われます）

